

各 位

株式会社 大和銀ホールディングス  
(コード番号 8308)

## 株式移転交付金及び株式交換交付金の取扱いと 平成14年3月期の期末配当金に関するお知らせ

株式移転交付金及び株式交換交付金の取扱いについて、本日開催の当社及び株式会社大和銀行、株式会社近畿大阪銀行、株式会社奈良銀行、株式会社あさひ銀行(以下「傘下銀行」)の各取締役会において、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

また、当社は、平成14年3月期の期末配当金の支払いについて、下記のとおりとすることとしましたので併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式移転交付金及び株式交換交付金の取扱いについて

当社は、株式移転交付金を、株式移転をなすべき日の前日(平成13年12月10日)の最終の株式会社大和銀行、株式会社近畿大阪銀行及び株式会社奈良銀行の株主に及び株式交換交付金を株式交換の日の前日(平成14年2月28日)の最終の株式会社あさひ銀行の株主に支払うこととしておりました。

しかし、現下の経済情勢や今回の経営統合を踏まえ、平成14年度以降の収益基盤を確固たるものとするため、各傘下銀行において不良債権及び有価証券の含み損の抜本的な処理を行うことから、平成14年3月期の当社の連結決算は大幅な損失計上となる見込であります。平成14年度以降は業績の回復が見込まれますが、財務体質強化の観点から、傘下銀行との協議を踏まえ、株式移転交付金及び株式交換交付金につきましては、遺憾ながら支払わないこととさせていただきます。

#### 2. 期末配当金について

大和銀信託銀行株式会社の合併に伴う株式売却益を原資として、優先株式期末配当につきましては、所定の配当を行う予定とさせていただきます。

また、普通株式期末配当につきましては、誠に遺憾ではありますが見送る予定とさせていただきます。

以 上

本ニュースリリースには証券取引法第166条に定められた重要事実当たる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になった方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後12時間以内に、当社の株式などの売買等を行った場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に抵触するおそれがありますのでご注意ください。